

2026 年 9 月 11 日

お客さま 各位

株式会社七十七銀行

資金移動業者・暗号資産交換業者あてのお振込みについて

いつも七十七銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、特殊詐欺の被害金が、ＡＴＭやインターネットバンキング等を利用し、資金移動業者および暗号資産交換業者の口座へ送金される事例が増加しております。こうした事例では、口座名義人とは異なる振込依頼人名で資金移動業者および暗号資産交換業者へ振込みが行われるという特徴が確認されております。

お客さまの大切な資産の保護および不正送金防止の観点から、当行ではすでに暗号資産交換業者へのお振込みについて、口座名義人とは異なる振込依頼人名でのお振込み（※）を制限させていただいております。

上記に加え、**2026 年 9 月 21 日（月）**より、資金移動業者あてのお振込みについても、同様にお振込みを制限させていただく場合がございます。

（※）口座名義の前後に数字を付される場合は制限の対象にはなりません。

お客さまの大切な資産をお守りするため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。